掲載号・キーワード・執筆者	内容
その 15(ニュース・レター No.78 2014.9.19)	水循環基本法が紆余曲折を経て2014年4月2日に公布されました。我が国で、初めての「水」に関連する基
水循環基本法	本法と言えます。地下水も含む水(資源)に対する公共性(公益の概念)が導入されたといえます。
執筆:古賀憲一	わが国の水行政システムは、明治時代から戦後そして高度成長期を経て縦割り化が進み、これまで相応の効果を
(佐賀大学名誉教授)	発揮してきましたが、一方では総合行政として解決しなければならない問題が相対的に増えてきたことが基本法成
	立の背景となっています。
	佐賀低平地では「降れば冠水、晴れれば干害」と言われ、雨がふれば、速やかに排水し、一方で、晴天続きであ
	れば水を必要とし、相矛盾する水管理、すなわち治水、利水さらには水環境に至るまで総合的水管理が必要とされ
	ますが、個別の法律(や組み合わせ)での解決は困難な地域でもあります。今回の水循環基本法が、わが国の水行
	政の総合化に向けたターニングポイントとなることを期待したいと思います。
その 16(ニュース ンター No.79 2014.12.19)	リスクは、色んな分野で使われていますが、大恐慌の時に経済学の分野で使われ始めたのが語源とも言われてい
リスク-水質に関して-	ます。リスクが高いことと危険度が高いことは必ずしも同じではありません。水質で例えますと、危険な物質で汚
執筆:古賀憲一	染されているとき、安全性を評価するときの濃度として致死量が使われることがあります。これは、ある濃度以上
(佐賀大学名誉教授)	になると(死に至るほど)危険になるということです。したがって、このような物質を使う時には、ある濃度以下
	になるようにすれば安全と言えます。ところが物質によっては、人体も含む生物中に残留する性質を持つものもあ
	ります。このような物質(食料)を摂取し続けると長い間に体内で蓄積することになり、蓄積量があるレベルを越
	えると悪い影響が出始めます。
	このような物質の厄介なことは、環境中の濃度が低くても、例えば、食べ物等を介して体内で高濃度となること
	です。このような物質を使用しなければ良いのですが、代替の物質がない場合には、リスクという概念で評価せざ
	るを得ません。長期間の蓄積量(通常は一生涯)でもって評価されることが多いようです。

※執筆者の所属等はその当時のものです。